

2011年9月7日

内閣総理大臣 野田 佳彦様
厚生労働大臣 小宮山洋子様

全国消費者団体連絡会
事務局長 阿南 久

非感染性疾患に関する国連ハイレベル・サミットに関する要請書

私たち全国消費者団体連絡会は、「消費者の権利と暮らしを守り向上をめざすための全国の消費者組織の協力と連携をはかり、消費者運動を促進すること」を目的として、1956年12月に結成された、全国46の消費者団体が集う連絡組織です。私たちは消費者行政の充実と強化並びに消費者問題解決のために、消費者の立場に立った政策提言作りなどを進めています。また、食品の安全に関する問題解決に向けても様々に検討を進めて参りました。

私たちは国内の消費者団体のネットワークを作ることとあわせて、世界的な消費者団体のネットワーク組織である、国際消費者機構（CI）にも正会員として加盟しています。

国際連合は2011年9月19-20日にニューヨークにて、「非感染性疾患」に関するハイレベル・サミットを開催します。これは国連総会と前後して開催されるものです。

私たち全国消費者団体連絡会は、以下のような趣旨から、この会合に貴殿のご参加を要請いたします。

非感染性疾患は世界的に見て主要な死因であり、将来、とりわけ低・中所得国において有病率の大幅な増加が予想されています。現時点では、2020年までに非感染性疾患による死亡率が最も上昇するのは、アフリカをはじめとする低・中所得国であると予想されています。非感染性疾患は富裕国だけの問題ではありません。

非感染性疾患の4つの主な危険因子のうち3つは消費者問題に直接関係しています。消費者は、教育、理に適った助言、有害または誤解を招く恐れのあるマーケティング活動の規制、健康な商品の利用を保証する取り組み、健康な消費の阻害要因の排除といった形での政府の支援を必要としています。産業界にも果たすべき役割はありますが、産業界の行動は、公共の利益に基いて決定され、商業的利益相反のない政府の明確な方針によって導かれるべきです。

9月の国連サミットは重要な機会です。最高レベルの政治的支援を勝ち取り、世界の注目を集めるために、貴殿の出席は不可欠です。現時点で強力な予防措置をとることは、生命を守りコストを削減することにつながります。

サミットにおける私たちの提案目標をより詳細に説明した、国際消費者機構（CI）の「国連非感染症ハイレベル・サミット開催にあたっての勧告」を添付いたします。ぜひともご一読いただき、関係する省庁の間でも共有化を進め、当該の会合に参加いただきますよう、心よりお願いいたします。

【この件に関するお問い合わせ先】

全国消費者団体連絡会
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-5 プラザエフ6F
電話：03-5216-6024
電子メール：webmaster@shodanren.gr.jp
<http://www.shodanren.gr.jp>

添付：国連非感染症ハイレベル・サミット開催にあたってのCI勧告

※CIは世界保健機関からのオンライン・ベースでの事前協議に対してこの勧告を送付し、2011年6月16日にニューヨークの国連総会ホールで開催された公開ヒアリングでも発表しています。

国連非感染症ハイレベル・サミット開催にあたっての CI 勧告

循環器疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患などの非感染性疾患が原因で亡くなる人は、世界中で毎年約 3500 万人、死因の約 60%を占める。このうち 80%は低・中所得国が占める。このままでは、非感染性疾患による死亡者が 2008～2018 年に 17%増が予測されている。

消費者は非感染性疾患の発生率を減少させる上で不可欠の役割を果たし得るが、そのためには、教育、原則に基づいたアドバイス、有害もしくは誤解を生じるマーケティング活動の規制、健康的な商品へのアクセスの確保と健康的な消費の意欲を削ぐ要因の排除といった、政府による支援が必要である。

国際消費者機構（CI）は 115 カ国の 220 超の消費者団体を代表する組織で、非感染性疾患の予防・抑制のための世界戦略と行動計画、世界保健機関（WHO）のタバコ抑制に関する枠組み条約、食と運動と健康に関する世界戦略、子どもに対する食品およびノンアルコール飲料のマーケティング活動に関する WHO 勧告など、非感染性疾患に関する近年の国際的取り組みを支援してきた。

しかし、非感染性疾患はひき続き増加しており、さらなる行動が必要なことは明白である。従って、CI は各国政府に対して、2011 年 9 月 19-20 日に開催される国連非感染性疾患ハイレベル・サミットへの参加と以下の取り組みを要求する。

1. タバコの消費の世界的な削減

タバコの消費は非感染性疾患による死因の 1/6 を占め、非感染性疾患の四大危険因子のひとつである。幾つかの国においてはタバコの消費量は減少しているが、多くの低・中所得国では増加し続けている。

CI は各国政府に対して次の取り組みを要求する。

- ・ WHO のタバコ抑制に関する枠組み条約を完全実施すること。

2. 消費者が健康な食生活を営むことへの支援

栄養に関連する心疾患、脳卒中、癌および糖尿病は、高塩分・高糖分の加工食品の過剰摂取、全粒粉にかわる精粉の普及、多価および単価硬化植物油にかわる動物性脂肪の普及、トランス脂肪を含む半硬化油の使用、非でんぷん質青果物の摂取不足などの要因によって引き起こされる。

CI は各国政府に対して、以下の取り組みを合意期限内に実施することを要求する。

- ・ 商業上の利益相反を排除し、栄養ガイドラインを設定・施行すること。
- ・ 学校、病院、育児サービス、社会サービス、職場、軍事施設、娯楽施設や国際的なスポーツ・イベントなど公共施設への食品ケータリングサービスにおける栄養基準を設けること。
- ・ 飽和脂肪酸・塩分・糖分を多く含む食品、製粉、生肉・加工肉の摂取を減少させ、青果物、全粒粉、豆類の消費を促進するための財政措置等を実施すること。
- ・ 国民が栄養ある食品を享受できる権利を尊重するとともに、健康な食生活を促進する必要性と食糧安保やより広範な持続性を確保する政府の施策との間で各国内および国際的に相乗効果を発揮させること。
- ・ 2025年までに1日あたりの塩分摂取量を1人5グラム以内に減少させる国際目標の達成のため、各国で取り組みをすすめること。

食品の改善

- ・ 塩分・飽和脂肪酸・糖分摂取を減じるための食品業界による包括的計画的な加工食品改善の取り組みを進め、政府としても目標を設定すること。

- ・ 半硬化油由来のトランス脂肪酸をすべての食品から排除するよう義務づけること。

消費者への情報提供

- ・ 消費者とりわけ学童に対する栄養および健康な食生活に関する客観的教育プログラムを商業上の利益相反を排除した上で開発し、促進すること。
- ・ 明確な食品表示を義務づけること。加工食品においては完全な成分・栄養表示を裏面に、100g/100ml当たりの栄養価（エネルギー）・脂肪・飽和脂肪・糖分および塩分表示を表面に義務づけること。また、消費者にわかりやすい色分け表示を用いること。1日の栄養摂取量ガイドライン（GDAs）もこの色分け表示に加えて表示できる（色分け表示に代えることはできない）。
- ・ 外食について明確な食品表示を義務づけること。カロリー量が往々にして多くなりがちのレストランチェーンにおけるカロリー表示を義務づけること。
- ・ 食品包材の表面および裏面の表示義務を、コーデックス委員会の栄養表示基準に組み込むこと。

食品のマーケティング活動の規制

- ・ 子どもに対するマーケティング活動の圧力を減少させるためのヨーロッパ・ネットワーク（the European Network on Reducing Marketing Pressure on Children）が作成した、子どもに対する食品およびノンアルコール飲料のマーケティング活動に関する規約に基づき、マーケティングに関する国際規約を履行すること。
- ・ 栄養機能表示を規制すること。根拠のない表示や誤解を招く恐れのある表示を排除し、脂肪、飽和脂肪、糖分および塩分の高い製品による不当表示を防止し、科学的に証明された表示のみの使用を認めること。

母乳による育児の推奨

- ・ 政府全体での政策、ヘルスケアサービスおよびプログラムを通じて、産後6ヶ月は母乳のみでの育児を促進・支援すること。また、WHOの母乳代用品のマーケティングに関する国際規約の各国内での完全実施を支援すること。

3. 公衆衛生を最上位に位置づけ、世界中のすべての人々に栄養のある食品摂取の権利を確保するための各国および国際的協同アプローチの支援

CIは各国政府に対して次のことを要求する。

- ・ 非感染性疾患の危険因子の予防や健康目標を、通商・租税・教育・食品安全・農業・食糧生産・食品安全・都市開発・環境などを含む（但し左記に限定されない）他の政策分野にも組み込むこと。
- ・ 健康、通商、食品安全、環境・経済・国際開発に関わる国連各機関の間の政策協調を支援すること。
- ・ 非感染性疾患の危険因子の予防や健康な食品・食生活の促進に関する各国政府の取り組みが、貿易自由化・調達・投資に関する合意によって制約されないよう、あらゆる国際組織の取り組みを支援すること。